

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る 支出負担行為なし意思 決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分		
「難民等救援」業務委嘱	公益財団法人アジア福祉教育財団	526,483,911	一般会計	(目)政府開発援助海外難民等救援業務委託費	平成24年4月2日	公財	国所管	企画競争を実施し、企画競争審査員を外部有識者に依頼する等審査の透明性を高めた。	有
「難民等定住支援事業」業務委嘱	公益財団法人アジア福祉教育財団	202,638,932	一般会計	(目)難民等救援業務委託費(目)政府開発援助海外難民等救援業務委託費	平成24年4月2日	公財	国所管	企画競争を実施し、企画競争審査員を外部有識者に依頼する等審査の透明性を高めた。	有
包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	公益財団法人日本国際問題研究所	185,582,000	一般会計	(目)包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	平成24年4月2日	公財	国所管	公募を実施し、その結果として当該法人と契約したものであり、競争性のある契約形態となっている。本件事業は、核実験の有無の判断という特別な技術・専門的知見を必要とするのみならず、過去の実績に基づき、長期的な計画の下で運用される必要があり、このような要件に見合うものは、本契約の相手方以外になかった。	有
調査研究機関間対話・交流促進事業費等補助金	公益財団法人日本国際問題研究所	205,316,434	一般会計	(目)国際問題調査研究事業費等補助金	平成24年4月5日	公財	国所管	本補助金は平成24年6月の行政事業レビュー・公開プロセスの結果を踏まえ、平成25年度から廃止した。	有
国際問題調査研究機関運営支援補助金	公益財団法人日本国際問題研究所	75,358,000	一般会計	(目)国際問題調査研究事業費等補助金	平成24年4月5日	公財	国所管	本補助金は平成24年6月の行政事業レビュー・公開プロセスの結果を踏まえ、平成25年度から廃止した。	有
国際友好団体補助金	公益財団法人交流協会	1,241,267,000	一般会計	(目)国際友好団体補助金	平成24年4月6日	公財	国所管	公益財団法人交流協会は、台湾在留邦人等に対する便宜供与、並びに日台間の民間の貿易及び経済、技術交流等が支障なく維持・遂行されるよう必要な調査、適切な措置を講ずること等を行っており、右事業は同法人以外実施できない。	有
啓発宣伝事業等委託費	公益財団法人フォーリン・プレスセンター	246,124,000	一般会計	(目)啓発宣伝事業等委託費	平成24年4月6日	公財	国所管	事業・単価を見直し、総額として平成24年度予算については、対前年比▲4.3%とした。これまでの経験を踏まえ、より効果的な招へい・プレスツアー事業の企画、取材協力をを行い、今後とも高い広報効果が得られるよう努力する。	有
北方領土対策事業補助金	公益社団法人北方領土復帰期成同盟	40,052,000	一般会計	(目)北方領土対策事業費補助金	平成24年4月6日	特社	国所管	北方領土復帰期成同盟補助金要綱により引き続き適正な手続きを行う(事業内容の精査等)。	有
国際問題調査研究・提言事業費補助金	公益財団法人日本国際問題研究所	39,571,768	一般会計	(目)国際問題調査研究事業費等補助金	平成24年5月15日	公財	国所管	本補助金は平成24年6月の行政事業レビュー・公開プロセスの結果を踏まえ、平成25年度から廃止した。	有
日韓学術文化青少年交流基金拠出金	日韓学術文化青少年交流共同事業体日本側代表 公益財団法人日韓文化交流基金	250,634,000	一般会計	(目)経済協力国際機関等拠出金	平成24年11月26日	公財	国所管	毎年、事業内容を精査、検討した上、見直している。平成25年度においても縮減した。	有
JENESYS2.0及び北米地域との青少年交流	公益財団法人日中友好会館	3,918,926,000	一般会計	(目)政府開発援助経済協力国際機関等拠出金	平成25年3月5日	公財	国所管	本事業は国際機関等への拠出金による事業であり、過去の青少年交流事業の受入能力・実績等から右事業は同法人以外は実施困難。	有
	公益財団法人日韓文化交流基金	1,467,970,000	一般会計	(目)政府開発援助経済協力国際機関等拠出金	平成25年3月13日	公財	国所管	本事業は国際機関等への拠出金による事業であり、過去の青少年交流事業の受入能力・実績等から右事業は同法人以外は実施困難。	有
国際友好団体補助金	公益財団法人交流協会	43,825,000	東日本大震災復興特別会計	(目)国際友好団体補助金	平成24年4月6日	公財	国所管	平成24年度限りの予算である。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。